

法人費用弁償規程

(附、旅費規程)

法人費用弁償規程

(趣 旨)

- 第 1 条 社会福祉法人 託麻寮の評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員、理事、監事（以下「評議員、委員、役員」という。）の日当及び費用弁償並びにその支給に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 報酬は、無報酬とする。

(費用弁償)

- 第 2 条 評議員、委員、役員が業務を行うために旅行をしたときは、費用を弁償する。
- 2 費用弁償の額並びにその支給方法については、旅費規程に定める。
- 3 評議員、委員、役員でかつ、社会福祉法人 託麻寮の職員、施設職員である者に対しては、役員としての日当を支給しない。
- 4 テレビ会議等のオンラインで開催した場合は、日当を支給する。
- 5 書面または電磁的記録による決議の場合は、日当を支給しない。

(旅行命令)

- 第 3 条 評議員、委員、役員の旅行は、旅行命令によるほか、理事長の発する会議召集通知によることができる。

(準用規程)

- 第 4 条 この規定を定めるものを除くほか、評議員、委員、役員の日当及び費用弁償の支給方法については、はけみや保育園職員の例による。

(附 則)

この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 6 月 19 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日に遡り適用する。

旅費規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 託麻寮の法人費用弁償規程により、出張する評議員、委員、役員に支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第 2 条 評議員、委員、役員が出張した場合には、当該役員に対して、旅費を支給する。

2 オンラインによる開催および書面または電磁的記録による決議の場合は、旅費を支給しない。

(旅費の種類)

第 3 条 旅費の種類は、交通費、日当、および宿泊料とする。

(1) 交通費

① 熊本市内在住の方は、片道1, 000円(町内の出張には、支給しない。)

② 熊本市外在住(熊本県内)の方は、出張の実情に応じて5, 000円を限度として支給する。

③ 熊本県外在住の方は、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の現に支払った鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。(鉄道賃は、乗車運賃及び急行(特急を含む)料金とし、車賃は定額の運賃とする。)

(2) 日当は、出張に要する日数1日につき、3, 000円とする。

(3) 遠方在住者の宿泊料は、一泊につき20, 000円とし、旅行のため現に要した宿泊日数によって計算する。

(旅費の請求手続)

第 4 条 旅費の支給を受けようとする者は、旅費請求書を添付して、支出命令者に提出しなければならない。

第 5 条 旅費は、出張命令期間終了後、通貨にて相当額を請求者に支払う。ただし、必要に応じて、出発前にその概算額を仮払いすることが出来る。この場合出張した評議員、委員、役員は帰任後、旅費等の精算をしなければならない。

(附 則)

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

この規程は、令和3年6月19日から施行し、令和3年4月1日に遡り適用する。